

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
に当たる日は、
がと日には、
休日は、
(当たる翌日)

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に関する法律(平成六年法律第二百三号)第一条第一項の規定に基づき、鳥取県知事の任期満了による選挙を平成七年四月九日に行うので、同法第一条第一号の規定により告示する。

平成七年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

平成七年四月九日執行の鳥取県知事選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十二年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成七年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県知事選挙における候補者の投票用紙の様式

鳥取県知事選挙における候補者の投票用紙の様式

次

目

△選管告示

鳥取県知事選挙の実施

鳥取県知事選挙における選挙長等の選任

鳥取県知事選挙における選挙長が事務を行う場所

鳥取県知事選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日

う日時等

鳥取県知事選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行う日

時等

鳥取県知事選挙における選挙会の場所等

鳥取県知事選挙における候補者一人につき選挙運動に関して支出できる金額

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

鳥取県知事選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

一 選挙長 八頭郡若桜町大字来見野五六九 長尾義男

二 選挙長の職務代理者 鳥取市西品治八六一一 滝川伸輔

平成七年四月九日執行の鳥取県知事選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目二二〇鳥取県厅においてその事務を行う。

平成七年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

△鳥取県知事選挙選管告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

平成七年四月九日執行の鳥取県知事選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成七年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

平成七年三月二十三日

平成七年四月九日執行の鳥取県知事選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

候補者氏名 こうほしゃしぐい	鳥取県 選挙管理 委員会印
○ 注意	
1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

平成七年四月九日執行の鳥取県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第二百六十九条第五項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成七年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 日 時 平成7年3月二十四日 午後五時十分

二 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選舉管理委員室

鳥取県選舉管理委員会告示第二十二号

平成七年四月九日執行の鳥取県知事選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

平成7年3月二十三日

平成7年3月二十三日

鳥取県選舉管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁

二 日 時 平成7年4月11日 午後一時

鳥取県選舉管理委員会告示第二十三号

平成七年四月九日執行の鳥取県知事選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができると金額は、二千七百五十万六千七百円であるので、同法第一百九十六条の規定により告示する。

平成7年3月二十三日

鳥取県選舉管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県知事選挙選挙長告示第一号

平成七年四月九日執行の鳥取県知事選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項（同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項（同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成7年3月23日 木曜日

鳥取県公報

(号外) 第11号 4

る同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成七年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義

一場所 鳥取市東町一丁目二三〇 鳥取県選挙管理委員室
二日時 平成七年四月六日 午後五時十分

男

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月一千円（送料を含む。）】